○札幌市消防団事務処理要綱（昭和５５年６月２日消防局長決裁）

最終改正（令和８年３月１８日）

（目的）

第１条　この要綱は、札幌市消防団規則（昭和３０年規則第３６号。以下「規則」という。）第２条の２に掲げる事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、事務を正確、迅速かつ能率的に処理することを目的とする。

（消防団本部）

第２条　本部は、消防署に置き、命令の伝達その他消防団の庶務を掌理する。

（文書簿冊、文書の経由）

第３条　本部には、別表１に掲げる文書簿冊を備えなければならない。

２　分団には、本部に準じた文書簿冊を備えることができる。

３　消防団から市長又は消防局長に提出する文書は、全て所轄消防署長を経由し、署長は必要に応じて意見を添えることができる。

（事務担当者）

第４条　第１条の目的を完遂するため、本部及び分団に消防団員事務担当者を置き、本部長及び分団長（以下「分団長等」という。）は所属する消防団員（以下「団員」という。）の中から指名した者をもって充てる。

２　分団長等は、前項の規定に基づき消防団員事務担当者を定めたときは、消防団員事務担当者選任（解任）報告書（別記様式１）により速やかに消防団長（以下「団長」という。）に報告しなければならない。これを解任した時も同様とする。

（団員の任免）

第５条　団員の任命及び退職は、次に定めるところによる。なお、これに要する書類は、別表２によるものとし、市長への報告及び申請期限は別に定めるところによる。

⑴　任命の種類

ア　採用

現に団員でない者を団員の職に任命すること。

イ　昇任

団員を現に存する階級よりも上位の階級（副団長以下）に任命すること。

ウ　降任

団員を現に存する階級よりも下位の階級（分団長以下）に任命すること。

エ　所属替

団員を現に存する所属（本部・分団）から他の所属へ変更すること。

(2) 昇任

団長は、消防団への貢献の度合い、職務遂行能力及び勤続年数等を考慮し、所属団員を昇任させること。

(3) 降任

団長は、本人から降任希望の申出があったときは、降任することが適当と認めた場合に限り、所属団員を降任させること。

２　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２２条の規定による団長の推薦は、副団長及び分団長等の連名による。

３　団長は、所属団員を任命する。

４　指定団員が退職しようとするときは、市長が別に定める日までに願い出なければならない（死亡退職を除く。）

５　前項以外の団員が退職しようとするときは、原則、退職希望日の５週間前までに願い出なければならない（死亡退職を除く。）

（任免の時期）

第６条　任命は、原則として各月の１日とする。ただし、団長が特に必要と認め市長に承認を得た場合は、その都度、任命することができる。

２　退職は、原則として各月の末日とする。ただし、死亡及びその他やむを得ない場合は、その都度退職することができる。

（発令）

第７条　団員の発令は、辞令書の交付により行うものとする。

２　前項に係る辞令の文例は別表３のとおりとする。

３　辞令書は別記様式１１のとおりとし、用紙は、９０キログラム以上で、規格はＢ列５番とし、赤罫線わく、上部欄外に「札幌市」を横書きする。

（消防団員履歴書）

第８条　団長は、所属団員の消防団員履歴書（別記様式１２）を作成しなければならない。

２　団員は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに消防団員履歴書記載事項異動届（別記様式１３）により、分団長等を経て団長に届け出なければならない。この場

合、必要に応じて関係書類の写し等を添付するものとする。

(1) 改姓又は改名したとき。

(2) 本籍又は住所（住民票に記載されている住所をいう。）を変更したとき。

(3) 職業又は勤務先を変更したとき。

(4) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）を変更したとき。

(5) 表彰（消防関係定例表彰を除く。）を受けたとき。

(6) その他身分等に異動を生じたとき。

３　団長は、前項の届を受理したときは、関係簿冊を整備するとともに、消防団業務管理システムに入力する。

（在団証明）

第９条　団員が在団証明書（別記様式１４）の交付を求めるときは、在団証明願（別記様式１５）により団長へ申請するものとする。

２　団長は、前項の申請に基づき、在団証明書を交付するものとする。

（紹介状制度）

第１０条　団長は、所属団員の退職に際し、市外の消防団への入団を希望する者から紹介状（別記様式１６）の交付の求めがあったときは、これを交付するものとする。なお、退職の事後に交付の求めがあったときも、また同様とする。

（消防団員証の取扱い）

第１１条　消防団員証（以下、「団員証」という。）は、規則第５条の２に基づき、次のとおり取り扱うこととする。

２　団員は、団員の職務に従事する際は、団員証を携帯しなければならない。

３　団員は、団員証を他人に譲渡してはならない。

４　団員は、団員証を紛失し、又は毀損したときは、消防団員証再貸与願（別記様式１７）により、団長にその再貸与を申請しなければならない。

５　団員は、氏名に変更があったときは、直ちに現に貸与を受けている団員証を団長に返還し、その再貸与を受けなければならない。

６　団長は、消防団員証貸与簿（別記様式１８）を備え付け、貸与、返納等を明記しておかなければならない。

（服務できない場合の届出）

第１２条　団員が出張、旅行等により１０日以上居住地を離れる場合又は病気により入

院する場合は、団長にあっては市長に、副団長及び分団長等にあっては団長に、その他の団員にあっては分団長等に、その旨を事前に届け出なければならない。

（消防団業務計画の策定）

第１３条　団長は、年度ごとに消防団業務計画を策定するものとする。

（出動報告）

第１４条　分団長等は、所属団員が次の各号に掲げる出動をしたときは、電磁的方法又は消防団員出動報告書（別記様式１９）により、速やかに団長に報告しなければならない。

(1)　札幌市消防団災害活動等要綱（平成１９年１２月２０日制定。以下「災害活動等要綱」という。）第６条に規定する出動

(2)　災害活動等要綱第２０条に規定する非常警備体制の発令に伴う出動

(3)　警戒又は訓練等に該当する出動

２　団長は、前項の報告を受けたときは、当月の出動分を取りまとめのうえ、消防団員出動報告書＜総括＞（別記様式２１）により、消防局長に報告するものとし、その報告期限は別に定めるところによる。

（出張）

第１５条　札幌市外への出張に係る手続きは、出張命令書（別記様式２２）及び復命書（別記様式２３）によるものとし、団長については、市長からの命令及び決裁を受けるものとする。

ただし、当該規定によることが適当でないものについては、この限りではない。

２　次に掲げる事項については、文書によることが不要なものとして取り扱うこととする。

(1) 旅費の支給を伴わない出張（本市以外から旅費に相当する経費が支出されるものを除く。）

(2) 北海道消防操法訓練大会

３　旅費に関して必要な手続きは、別に定めるものとする。

（公務災害発生届）

第１６条　分団長等は、所属団員に条例第１４条の規定に該当すると認められる傷い疾病が発生した場合には、速やかに消防団員公務災害発生報告書（別記様式２４）により団長に報告するとともに、札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償

等に関する条例施行規則（昭和４３年規則第７０号。以下「補償規則」という。）第５条に規定する補償認定請求書、医師の診断書のほか次の書類を提出し、公務災害の認定を受けなければならない。

(1) 現認報告書

(2) 事故発生場所の見取図

(3) その他関係書類

２　団長は、前項の報告を受けたときは、あらかじめ市長に協議し、その災害が公務上により生じたものであるかどうかの認定を行い、補償規則第６条に規定する補償認定通知書により当該団員に通知しなければならない。

３　療養補償又は休業補償を受けている者は、その傷い疾病が治った場合には、速やかに補償規則第８条に規定する治癒届を団長に提出しなければならない。

４　前３項のほか、団員の公務災害に関する事務取扱いは、補償規則の定めるところによる。

（活動の記録及び集計）

第１７条　本部長は、次の各号に掲げる事項を沿革誌に記録するものとする。

(1) 団、分団の機構改革に関する事項

(2) 団員の採用、昇任、退職及び表彰等人事に関する事項

(3) 会議、行事及び儀式に関する事項

(4) 研修訓練及び火災予防に関する事項

(5) 火災、風水害その他の災害に出動したときは、日時、場所、出動人員及び行動の概要並びに公務災害発生に関する事項

(6) その他必要な事項

（その他）

第１８条　この要綱において特別定めのない事項については、所轄消防署又は消防局職員課と協議のうえ処理し、また、この要綱の規定による様式により難いときは、この様式に準じた別の様式等により処理するものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和５５年７月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に印刷済の用紙類は、当分の間使用することができる。

附　則

この要綱は、平成７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１０月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。